

対馬市暴力団排除条例が施行されました

平成24年第4回対馬市議会定例会において対馬市暴力団排除条例が可決され、平成25年1月1日から施行されました。

条例制定の背景

全国的に暴力団排除の動きが高まっている中、暴力団排除のための包括的な条例である「長崎県暴力団排除条例」が24年4月1日から施行されました。県内の全自治体が一体となった隙のない暴力団排除運動推進の必要性から、本市においても県条例に準じて制定したものです。

制定理由

市民の安全で安心な生活を確保し、市における社会経済活動の健全な発展に寄与するため、暴力団の排除について基本理念を定め、市の責務・市民の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めるため。

条例の主な内容

【基本理念】

- 「暴力団を恐れない」
- 「暴力団に対して資金を提供しない」
- 「暴力団を利用しない」



このほか、市の責務・市民等の役割・市民等に対する支援・公共工事等における措置・市の施設の使用における措置・児童生徒に対する教育・暴力団の利用・利益供与の禁止等について定めています。

問い合わせ 総務部 総務課 0920(53)6111

教育委員会からのお知らせ

第12回対馬少年の主張大会を開催します

中学生が日頃、生活の中で感じていること、考えていること、社会に対する希望や未来への提言・夢などを少年の主張として発表します。

日時 平成25年2月17日(日) 13:00~16:00

場所 対馬市公会堂(豊玉町仁位)

主催 対馬市青少年健全育成連絡協議会・対馬市教育委員会

後援 対馬新聞社・NPO与良郷・対馬社会教育担当者連絡会・対馬地区保護司会



『瑞宝太鼓公演』を開催します



知的障がい者で結成されたプロの和太鼓公演です。「夢・感動」を体感ください。

日時 平成25年2月10日(日)

開演15:00(開場14:30)

場所 上対馬総合センター

その他 入場無料

入場は、小学生以上とさせていただきます。

問い合わせ 教育委員会 生涯学習課 0920(86)3727

児童手当の申請はお忘れなく

児童手当とは、中学校修了前までのお子さんを養育されている方に支給される手当です。この手当は申請をしないと受給できませんので、申請がお済みでない方は、市役所の福祉の窓口で申請してください（公務員の方は勤務先で申請してください）。

現在受給中の方も、毎年6月に「児童手当現況届」の提出が必要です。この届出がないと6月以降の児童手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

支給対象 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方。

支給額 ・児童の年齢.....児童手当の額（一人当たり月額）

- ・3歳未満.....一律15,000円
- ・3歳以上小学校修了前.....10,000円（第3子以降は15,000円）
- ・中学生.....一律10,000円

児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は特例給付として月額一律5,000円を支給します。

「第3子以降」とは高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

支給時期 原則として、毎年6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。



ひとり親家庭などを対象とした「児童扶養手当」の申請を随時受け付けています

支給対象 次のいずれかに該当する児童を監護し、かつ、生計を同じくする母または父及び児童と同居して監護し、かつ、その生計を維持する養育者

(1) 離別や死別などにより父または母と生計を同じくしていない

(2) 父または母に重度の障がいがある

所得制限あり。遺族年金などの公的年金を受給している人は対象外

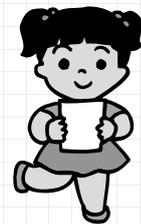
支給期間 子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

(重度の障がいがある子どもは20歳未満)

支給額 子ども1人の場合は月額41,430円～9,780円

(前年所得により異なります)

子ども2人の場合は5,000円加算。3人目からは1人につき3,000円加算。手当は年3回4・8・12月に支給されます。



ご存じですか？特別児童扶養手当制度

心身に障がいのある児童の福祉の増進を目的とした制度です。

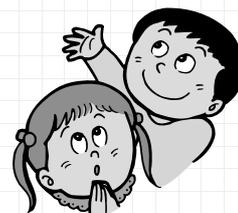
手当を受給できるのは心身に中程度の障がいを有する20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方です。

ただし、障がいを事由に公的年金を受給できる児童、児童福祉施設に入所している児童は対象になりません。また、所得が一定以上ある場合は支給されません。

支給額 1級.....月額 50,400円

2級.....月額 33,570円

手当は年3回4・8・11月に支給されます。



申請・問い合わせ

福祉事務所 福祉課	0920(58)2294	美津島地域活性化センター住民生活課	0920(54)2271
南福祉保健センター	0920(53)6111	峰地域活性化センター 住民生活課	0920(83)0304
北福祉保健センター	0920(84)2313	上対馬地域活性化センター住民生活課	0920(86)3112

「島づくりへの思い」を応援します
平成25年度「離島人材育成基金助成事業」を募集しています

離島人材育成基金助成事業とは

離島住民の自主的な島づくり活動をバックアップするため、自分たちの住む島の将来を自ら真剣に考え、自ら意欲的に行動する人材の育成を目的に、毎年度全国的に行っている助成事業です。

応募対象及び応募方法等

(1) 応募対象

離島に在住している人、もしくは離島で活動しているグループ・団体等

(2) 助成対象事業

自ら新たに取り組む事業で、平成25年4月1日～平成26年2月28日までの間に行われる「産業の振興、生活・文化・福祉の向上、交流促進、その他人材育成等に必要なる事業」

既存の事業や毎年の通常行事、政治・宗教・営利を目的とする事業、国や県から補助金を受けている事業、または受けようとしている事業は対象外です。

- 離島人材育成基金助成事業.....
1. 離島の産業振興に係る事業
 2. 離島の生活・文化・福祉の向上に係る事業
 3. 他地域との交流促進に係る事業
 4. その他人材育成に必要な事業

- 離島人材育成基金助成事業..... (知的支援型事業)



- 1.(島学・島塾型)島の人が中心となり、自分の島のもつ可能性の発掘、協力しあつての実態調査、島づくりへの活かし方等の議論を行う事業
- 2.(島づくり交流型)近隣地域も含め、島づくり・地域づくりに関連する経験や創意工夫の交流を行い、新しい可能性を探る事業
- 3.(1と2の複合型)
1と2の事業にその他の内容を付加した事業は対象外

(3) 応募方法

地域再生推進本部及び各地域活性化センターに設置している、募集要項を確認のうえ、申請書を下記まで郵送、窓口での手渡しのいずれかで提出してください。

また、財団法人日本離島センターのホームページ「しましまネット」(<http://www.nijinet.or.jp>)にも要項など掲載されています。

(〒817-8510 対馬市厳原町国分1441 対馬市役所 地域再生推進本部)

(4) 応募期間 **平成25年2月8日(金)必着**

助成率

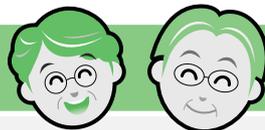
助成支給対象経費の3分の2以内(千円未満切り捨て)で、限度額があります。

離島人材育成基金助成事業.....1事業につき100万円

離島人材育成基金助成事業(知的支援型事業).....1事業につき10万円



年金コーナー



年金相談は予約制にかわります

毎月1回、市内で開催している年金事務所職員による年金相談は、相談者の待ち時間を減らし、丁寧な相談を行うため、平成25年5月から事前に予約をしていただくことになりました。

予約申込方法

長崎北年金事務所お客様相談室（095-861-1387）へ電話をして相談時刻を予約していただきます。予約の際は、相談者の氏名・基礎年金番号・電話番号・相談内容について確認させていただきます。

* 予約をされていない方も相談はできますが、予約された方が優先となります。



年金相談にお越しの際は、運転免許証・年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書・振込通知書などの他、相談者本人であることを確認できるものをご持参ください。

* 代理の方がご相談に来られる際には、委任状（裏面）が必要になります。

* ご都合により来れない場合は、事前にご連絡をお願いします。

裏面の「委任状」の記入等注意事項

1. 「代理人（委任をされる方）」欄については、ご本人が誰を代理人にするかを決め、代理人の氏名・ご本人との関係・住所（電話番号を含む）を記入して下さい。
2. 「ご本人（委任をする方）」欄については、委任状を記入した日付・ご本人の年金証書または年金手帳の基礎年金番号・年金コード（受給者の方のみ）・氏名（旧姓がある場合を含む）・生年月日・住所（電話番号を含む）を記入してください。
また、委任する内容について、1～5の項目から選んで（5を選んだ場合には、委任する内容ができる限り具体的に記入してください）をつけるとともに、*印の年金に関するデータの交付について希望の有無を、1～3の項目から選んで を付けてください。なお、氏名はご本人が必ず署名し、押印してください。
3. 代理人の方は、運転免許証など代理人自身の本人確認ができるものをご用意ください。
（*個人情報を入手する目的で代理人を装って相談を行う者（なりすまし）の防止のため、代理人の本人確認を行います）
4. 委任状に不備がある場合または代理人の本人確認ができない場合は、相談に応じられないこともあります。

裏面の委任状をご利用下さい



委任状の様式は、日本年金機構のホームページ、市役所・各地域活性化センターの窓口にもあります。

広報紙から抜き取ってご利用ください

委 任 状

代 理 人 (委任をされる方)

フリガナ		本人との 関 係	
氏 名			
住 所	〒 - 電話 () -		

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

ご 本 人 (委任をする方)										平成 年 月 日					
基礎年金番号										年金コード (受給者の方のみ)					
フリガナ										生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日				
氏 名	(旧姓) 印														
住 所	〒 - 電話 () -														
委任する内容	<p>(委任する事項を次の項目から選ぶか、具体的に記入してください)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 年金の加入期間について 2. 年金の見込額について 3. 年金の請求について 4. 各種再交付手続きについて 5. その他 (具体的に記入してください) <p style="text-align: center;">年金に関するデータの交付について</p> <p style="text-align: center;">1. 代理人に交付を希望する 2. 本人宛に郵送を希望する 3. 交付を希望しない</p>														

* 注意事項をお読みになり、記入漏れ等のないように作製してください。

平成25年
4月1日以降

西日本シティ銀行での公金収納の取り扱いができなくなります

平成25年4月19日の西日本シティ銀行対馬支店の閉店に伴い、平成25年3月31日付けをもって対馬市指定代理金融機関の指定解除を行います。

どうなるの？



4月1日以降、西日本シティ銀行の本・支店等すべての店舗窓口において、対馬市に対する税金・各種保険料及び使用料等の納付金を直接納付される際、対馬市指定口座へ振り込むための手数料を負担いただくこととなります。

また、同銀行口座（他店開設口座も含まれます）による税金等の口座振替納付も利用できなくなります。

どうすればいいの？



十八銀行又は親和銀行の本・支店、最寄りのゆうちょ銀行並びに各地域活性化センター等の窓口で直接納付いただくか、また、4月1日以降も口座振替納付を希望される場合は、直接、次の口座振替収納金融機関へ対する申し込み手続きが必要となります。

口座振替収納金融機関（順不同）

十八銀行・親和銀行・ゆうちょ銀行・市内各漁協・対馬農協

従来どおり、市からの支払い金を西日本シティ銀行口座を指定して受け取ることは可能ですが、受け取り後、金融機関の自動機（ATM）で現金を払い出す際に手数料が発生する場合がありますので、同様に、振込指定口座の変更手続きもお願いします。また、該当者の皆様へはそれぞれ担当課から詳細についてお知らせします。

現在、同銀行ご利用の皆様には、変更手続き等でお手数をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 会計課 0920(53)6111

水道管の凍結を予防しましょう

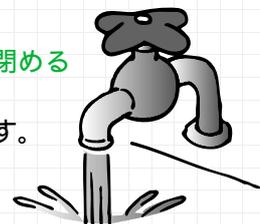
平成23年1月、寒波の影響を受け、水道管の凍結・破裂が至るところで発生し、市民の皆様が脅かされる事態となりました。

水道管の凍結・破裂が同時多発的に発生した場合、水道事業者の復旧活動にも限界があり、凍結が自然解凍されることでしか解消されない場合もあります。発生後に対応を行うことが容易ではないため、予防を行うことが肝要です。

予防策

- ・露出した水道管を保護材等を使い保護する
- ・水道管破裂による家屋の損傷予防のため、長期不在の家屋等の止水栓は閉める

また、冬期は雨量が少なく湯水の恐れもあります。できる限りの節水をお願いします。



問い合わせ 水道局 0920(52)0943

新たな有害鳥獣対策補助制度が始まります

1. 居住区域内安全対策事業

居住区域内で野生鳥獣と遭遇し、人的被害が発生する事を懸念し、地域が主体となり居住区域内全体を防護柵で囲う事に対して、その原材料費の一部を補助するものです。

補助対象：行政区

採択基準：イノシシ・ツシマジカによる居住区域内の安全対策が対象。防護柵の構造は侵入防止効果が認められるものであること（ワイヤーメッシュ柵・トタン・電牧柵等）

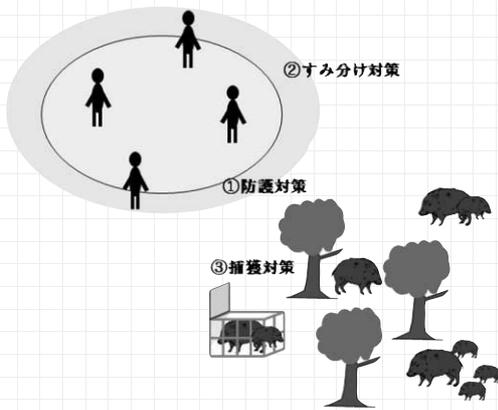
補助率：事業費の9/10以内（千円未満切り捨て） 単年度の補助限度額180万円

2. 農林作物等被害対策事業

これまで補助対象外とされていた家庭菜園等に防護柵を設置する場合、その原材料費の一部を補助するものです。

補助対象：対馬市に住所を有する者

採択基準：イノシシ・ツシマジカによる農林業作物等被害対策が対象。防護柵の構造は侵入防止効果が認められるものであること（ワイヤーメッシュ柵・トタン・電牧柵等）



【申請者が1戸の場合】

対象総事業費：5万円以上

補助率：事業費の1/3以内（千円未満切り捨て）

<参考例> 総事業費5万円 × 1/3 = 1万6千円（補助額）
3万4千円は申請者負担となります。

【申請者が2戸以上の場合】

対象総事業費：10万円以上

補助率：事業費の1/2以内（千円未満切り捨て）

<参考例> 総事業費10万円 × 1/2 = 5万円（補助額）
5万円は申請者負担となります。

補助金交付申請受付期間

平成25年3月1日(金) 9:00 ~ 3月29日(金) 17:00

問い合わせ 農林水産部 農林振興課 有害鳥獣対策室 0920(53)6111

氏名	新配置
平山 秀樹	総務部
島居 清晴	上対馬地域活性化センター
川本 治源	上県地域活性化センター 部長(住民生活課長事務取扱)
八坂 一義	美津島地域活性化センター 部長(住民生活課長事務取扱)
桐谷 雅宣	総務部

25年1月1日付異動

氏名	旧配置
扇 英男	消防署 上対馬出張所 警防班 参事兼課長補佐
惣島 美登里	学校教育課 比田勝幼稚園 教諭
大浦 日奈子	美津島地域活性化センター 地域支援課 参事兼係長
阿比留 初子	福祉保健部 長寿支援課 課長
原谷 梅子	上県地区生涯学習センター 所長兼上県地区公民館館長
久和 勇士	市民生活部 市民課 課長
岩中 智夫	兼中地区教育事務所長兼峰学校給食共同調理場長 兼峰地区生涯学習センター所長兼峰地区公民館館長
永留 秋廣	上県地域活性化センター 部長(住民生活課長事務取扱)
糸瀬 良久	福祉保健部 理事

24年12月31日付退職

対馬市人事異動

しま共通地域通貨(しまとく通貨)の加盟店を募集しています

対馬市及び対馬市商工会では「しまとく通貨」を利用できる加盟店を募集しています。

「しまとく通貨」

PR及び誘客・消費促進により離島の活性化を図るため、平成25年4月から3年間長崎県内の離島(対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町・宇久町・小値賀町)共通で利用できるプレミアム付き商品券です。

ビジネス客や観光客など島外に居住する方々が購入することができ、加盟店での商品の購入などに利用することができます。

加盟店になるには？

対象事業者

対馬市商工会員である(新規加入も可能)島内交通事業者・宿泊事業者・お土産店・飲食店・スーパー・小売店など

「しまとく通貨」は、商品券・パチンコ・電気・ガス料金等にはご使用いただけません。

申込方法

対馬市商工会各支所に準備してある申込書を対馬市商工会へ提出ください。

申込期限

平成25年1月25日まで

1/26以降も申込は可能ですが、加盟店舗一覧に記載されない場合があります。

事業説明会を開催します

事業の詳しい説明及び加盟店の業務概要等について、説明会を開催します。

1月22日(火) 14:00~16:00 対馬市交流センター

1月22日(火) 19:00~21:00 対馬市交流センター

1月23日(水) 14:00~16:00 豊玉文化会館

1月23日(水) 19:00~21:00 上対馬総合センター

どなたでも参加可能ですが、会場準備の都合上、事前に対馬市商工会各支所までお申し込みください。



問い合わせ 観光物産推進本部 0920(53)6111
対馬市商工会 0920(54)8045

橋 清治	神宮 満也	糸瀬 平和	永瀬 勝也	梅野 菊次	平江 俊哉	須川 善美	大石 邦一	豊田 充	永留 史彦	佐々木 雅仁	小島 勝也	阿比留 伊勢男	阿比留 保	西村 圭司	松尾 龍典	乙成 弥生	榎谷 雅勝	根 英夫	二宮 照幸	松村 利宏	主藤 繁明
理事 議事事務局	局長 議事事務局	上原地区生涯学習センター 所長兼上原地区公民館長	兼峰地区公民館長 中地区教育事務所 所長兼峰地区公民館長 南地区教育事務所 所長兼南地区公民館長 兼美津島地区公民館長 兼美津島地区生涯学習センター 所長兼美津島地区公民館長	生涯学習課 課長兼上原地区公民館長	文化財課 課長兼美津島地区生涯学習センター 所長	生涯学習課 課長兼上原地区公民館長	教育委員会事務局 理事	教育委員会事務局 教育部長	総務部 総務課 主任 総務部 総務課 情報連携戦略室 主任	総務部 財政課 参事兼課長補佐	主幹 美津島地域活性化センター 住民生活課	主幹 新病院建設等区務対策担当 福祉保健部 健康保健課	室長 総務部 総務課 情報連携戦略室	課長 建設部 建設課	課長 福祉保健部 長寿支援課	課長 市民生活部 市民課	課長 総務部 情報政策課 課長兼電算室長兼管財課長	課長 総務部 総務課	副本部長 地域再生推進本部	次長兼北部建設事務所長	理事 美津島地域活性化センター

不動産公売を行います

入札期間：1月29日(火)～2月1日(金) 9:00～17:00 (ただし2月1日は15:00まで)

開札期日：2月1日(金) 15:00～

入札及び開札場所：対馬市役所税務課(厳原町国分1441)

代金納付期限：2月8日(金) 14:30

建物



売却区分番号：H24(F)004

- ・峰町志多賀611番
- ・居宅
- ・コンクリートブロック造陸屋根平家建
- ・床面積：101.03㎡

最低公売価額：105万円

公売保証金額：11万円

売却区分番号：H24(F)005

- ・厳原町与良内院620番
- ・宅地(登記簿面積142㎡)
- ・居宅・事務所
- ・軽量鉄骨造陸屋根2階建
- ・床面積合計：123.39㎡

最低公売価額：190万円

公売保証金額：19万円

土地付
建物



土地



売却区分番号：H24(F)006・007・008
009・010

- ・美津島町久須保字平瀬原
565番29・35・40・44・45
- ・宅地(登記簿面積300㎡)×5物件

最低公売価額：(4物件) 各188万円
及び(1物件) 187万円

公売保証金額：各20万円

売却区分番号：H24(F)011

- ・厳原町東里64番5
- ・宅地(登記簿面積674.02㎡)
- ・居宅(鉄骨造スレート葺2階建)
床面積合計：196.89㎡
- ・工場×2

最低公売価額：624万円

公売保証金額：63万円

土地付
建物



土地付
建物



売却区分番号：H24(F)012

- ・厳原町中村619番2
- ・宅地(登記簿面積89.28㎡)
- ・居宅(木造瓦葺平家建)

床面積：49.58㎡

最低公売価額：248万円

公売保証金額：25万円

入札にあたっての注意点

1. 公売財産の明細書及び公売公告は対馬市税務課に備え付けてあります。あらかじめ関係資料を必ず確認し、関係公簿等を閲覧するほか、十分な調査を行ったうえで入札してください。
2. 対馬市は、公売財産が不動産である場合、公売財産の引渡義務は負いません。
3. 対馬市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
4. 入札日には、次のものが必要となりますので、お持ち下さい。
 - (1)公売保証金
 - (2)印鑑：代理人が入札する場合は代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者印
 - (3)代理人が入札する場合は、委任状
 - (4)共同入札をする場合は、共同入札者持分内訳書、共同入札者全員の住所証明書、代表者以外の方全員からの代表者に対する委任状
5. 公売公告後、公売を中止する場合がありますので、入札前に必ず確認して下さい。
6. 対馬市公売に参加するには、対馬市インターネット公売ガイドラインをよくお読みいただき、確認、同意していただくことが必要です。ガイドラインは、対馬市ホームページで確認できます。

物件の詳細内容は、市民生活部税務課(厳原町国分1441)または、対馬市ホームページで閲覧できます。お気軽にお尋ねください。

問い合わせ 市民生活部 税務課 0920(53)6111